

名古屋港管理組合公報

平成22年6月30日

(水曜日)

号外第244号

目次 規則

○職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則 1

規 則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。
平成二十二年六月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十七号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)

第一条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条ただし書を削り、同条第七号中「看護」の下に「又は疾病の予防を図るために必要な世話」を加え、同条第七号の二中「配偶者」を「要介護状態にある配偶者」に改め、「(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)」を削り、「の傷病の看護」を「(以下「対象親族」という。)の介護その他の世話」に改める。

第二条第一項第四号中「(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)」を削り、「五日」の下に「(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては十日)」を加え、同項第五号中「引き続き四日以内(職務に専念する義務を免除される日の初日から一月以内において、)」を「一年度につき五日(要介護状態にある対象親族が二人以上の場合にあつては十日)以内」に改め、「分割して」の下に「職務に専念する義務を」を加える。

(勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第二条 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第五項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、条例第八条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。)をさせてはならない。

(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第三条 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年四月一日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「施行前の期間」という。)において、この規則による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第一条第七号の規定により職務に専念する義務の免除を受けた日数又は時間(以下「改正前取得日数等」という。)がある職員の施行日から平成二十三年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第一条第七号の規定により職務に専念する義務の免除を受けることのできる日数又は時間(以下「改正後取得可能日数等」という。)は、改正後の規則第二条第一項第四号の規定にかかわらず、改正後の規則第一条第七号の規定により職務に専念する義務の免除を受けることのできる日数又は時間から改正前取得日数等を減じた日数又は時間とする。この場合において、当該減じた日数又は時間が負となる場合にあつては、改正後取得可能日数等はないものとする。

3 改正後の規則第一条第七号の規定により職務に専念する義務の免除を受けることのできる日数が一年度につき五日以内となる職員が施行前の期間において時間単位の職務に専念する義務の免除を受けた場合の前項に規定する改正後取得可能日数等の算出については、次に定めるところにより行うものとする。この場合において、改正後取得可能日数等に時間単位未満の端数が生じたときは、一時間に切り上げるものとする。

一 施行前の期間に職務に専念する義務の免除の承認を受けた時間は、七時間四十五分ごとに一日に換算するものとする。

- 1 前号の規定による換算後に時間単位の端数があるときは、先に施行前の期間に職務に専念する義務の免除を受けた一日単位（前号の規定により一日に換算したものを含む。）及び半日単位の日数を減算し、その結果に半日単位の端数があるときは当該端数を四時間三十分、その結果に半日単位の端数がないとき（四時間三十分で換算したことによりなくなった場合を含む。）は、一日を七時間四十五分に換算したもから時間単位を減算するものとする。
- 4 前二項の規定は、改正後の規則第一条第七号の二の規定により職務に専念する義務を免除される場合について準用する。